

山口県報

令和2年
3月31日
(火曜日)

目 次

- 教委規則
山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 教委訓令
山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令……………四
- 山口県教育委員会職員健康管理規程の一部を改正する訓令……………四



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表義務教育課の項中「やまぐち型地域連携教育推進班」を削り、同表社会教育・文化財課の項中「青少年教育班 家庭・地域教育班」を「青少年教育班」に改め、同項の次に次のように加える。

地域連携教育推進室

第十二条の表義務教育課の項中第九号を削り、同表社会教育・文化財課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号から第十七号までを四号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

地域連携教育推進室
一 地域連携教育の推進に関すること。
二 社会教育委員に関すること。
三 公民館その他の社会教育施設の設置及び運営についての指導及び助言に関すること。
四 家庭教育に関すること。
五 P・T・Aに関すること。

第六十一条の表企画室の項中「企画室」を「やまぐち教育先端研究室」に改める。
第六十二条の表企画室の項を次のように改める。

やまぐち教育先端研究室
一 最先端の教育に関する調査研究に関すること。
二 最先端の教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
三 総合教育支援センターの業務の総合企画及び調整に関すること。

第六十三条第一項中「課長を」の下に「、室に室長及び室次長を」を加え、同条第二項中「及び」を「に主幹又は主査を、」に改める。
第七十三条第一号の表山口県教科用図書選定審議会の項中「第九条」を「第八条」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「並びに第三条から前条まで」を、「第三条から第六条まで、第八条並びに前条」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（時間外在校等時間）

第七条 教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文科科学省告示第一号）に定める在校等時間を含む。）から公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第六条第三項各号に掲げる日（代休日が指定された休日を除く。）以外の日における正規の勤務時間を除いた時間（次項において「時間外在校等時間」という。）は、上限時間（一箇月について四十五時間、一年について三百六十時間をいう。次項において同じ。）を超えない範囲とする。

2 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に上限時間を超えて業務に従事させる必要がある教育職員の時間外在校等時間については、前項の規定にかかわらず、一箇月について百時間未満及び一年について七百二十時間を超えない範囲内とする。この場合における当該教育職員の時間外在校等時間は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 一箇月について四十五時間を超える月数が一年について六箇月を超えないこと。
- 二 一年を一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における一箇月当たりの平均時間が八十時間を超えないこと。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第六号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立田布施農工高等学校の項中

食品科	3	30
学芸科	3	—
環境土木科	3	—

を

食品科	3	30
-----	---	----

を改め、「全日制課程環境土木科は、平成30年度から生徒募集を廃止する。」を削り、同表山口県立響高等学校の項及び山口県立豊北高等学校の項を

削り、同表山口県立萩高等学校の項中

普通科	3	100
理数科	3	—

を「普通科 3 100」

に改め、「山口県立羅漢高等学校は、平成30年度から生徒募集を廃止する。」を削り、別表の4の表山口県立岩国総合支援学校の項から山口県立萩総合支援学校の項までを次のように改める。

